

《 資 料 編 》

(1) 大船渡市議会基本条例	1
(2) 大船渡市議会災害対応指針	6
(3) 大船渡市議会災害対策会議設置要綱	8
(4) 大船渡市議会災害時行動マニュアル	10

(1) 大船渡市議会基本条例

平成28年12月20日条例第50号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）
- 第3章 市民と議会の関係（第6条—第8条）
- 第4章 市長等と議会の関係（第9条・第10条）
- 第5章 議会機能の強化（第11条—第16条）
- 第6章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬（第17条・第18条）
- 第7章 危機管理（第19条・第20条）
- 第8章 議会事務局の充実（第21条・第22条）
- 第9章 継続的な評価及び検討（第23条）

附則

大船渡市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた。大船渡市議会は、震災からの復興や当市を取り巻く諸課題を解決するため、市民の視点に立った市政運営の実現を図ることを目的に、その責務を自覚し、議会活動を通じてその役割を果たしていくことを市民に宣言する。

震災以前から当市では、人口の減少や少子高齢化、市内経済の低迷、県内陸部との交通アクセス等が大きな課題となっていた。今後は、自治体間競争が活発化し自主的な取組や自己決定が更に求められることから、二元代表制の一翼を担う機関として、市議会は、積極的に政策提言や政策立案を行い市民の負託に応え、持続可能な地域社会として当市を次世代へ引き継ぐ使命を自覚し活動を行う。

そのために市議会は、市民に寄り添い、市民目線で市政運営を行い、合議体である議会としての権能を最大限発揮することが必要であり、市長等の監視及び政策の評価を行うことや、市民の多様な意見を反映できる議会を築くことが重要である。

したがって本議会は、目指すべき地方議会の姿を示し市民とともに歩むため、議会の活動理念、議員の責務及び活動原則、積極的な情報の公開などの議会の基本事項を定めた大船渡市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務並びに議会が担うべき役割を果たすための基本的な事項を定めることにより、持続可能で安心して暮らせるまちづくりの実現に適切に対応する議会運営を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例を議会における最高規範と位置付け、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、その理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努めるとともに、議会として積極的に政策形成を行うこと。
- (2) 自由な討議を通じて、論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (3) 適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 積極的な情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の諸活動を説明する責任を果たすこと。
- (5) 公正で透明な議会運営に努めるとともに、議会の信頼性を高めるため、継続して改革に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。
- (2) 自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会が議論の場であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第6条 議会は、市民の議会活動に参加する機会の確保に努め、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。

第7条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、誠実かつ適切に審査を行うものとする。

2 議会は、前項の審査に当たっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第8条 議会は、会議を原則公開し、説明責任を果たすとともに、市民と議会が情報及び意見を交換する機会を多様に設けるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

第9条 二代表制の一翼を担う議会は、市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）との間において常に緊張関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため反問することができる。

第10条 議会は、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

第5章 議会機能の強化

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議会機能の強化)

第12条 議会は、政策の立案及び提言に関する機能が十分発揮できるよう効率的な運営に努めるとともに議会機能の強化を図るものとする。

2 議会は、議員相互の自由な討議を尽くして合意形成を図り、共通認識を深めるため必要に応じて協議の場を開催するものとする。

3 議会は、必要に応じて他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い、交流及び連携を図るものとする。

4 市政の課題に関する調査のため必要があるときは、知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(委員会の活動)

第13条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査・調査するとともに、委員会を適切に設置し、活用するものとする。

2 委員会は、市政課題の所管事務調査を実施し、政策立案・政策提言に結びつくよう努め、委員長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、又は市政課題に対応するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会の運営等は、別に条例で定める。

(議員研修の充実)

第14条 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力向上のため、積極的に議員研修の充実強化を図るものとする。

(政務活動費)

第15条 議員は、大船渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年大船渡市条例第3号）に基づき交付された政務活動費について、調査研究その他の活動に資するため適切に執行するとともに、透明性の確保に努めるものとする。

(議会広報)

第16条 議会は、広報紙を発行し、その内容の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第6章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めるものとする。

(議員定数及び議員報酬)

第18条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員は、議員定数又は議員報酬を改正するときは、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たす役割を考慮するよう努めるものとする。

第7章 危機管理

(危機管理)

第19条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、市長等と連携するものとする。

(災害時の対応)

第20条 議長は、災害が発生した場合、大船渡市議会災害対策会議を設置することができる。

2 議会は、市長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。

3 議会は、災害等の状況等を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

第8章 議会事務局の充実

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議員の政策形成、政策立案等を補助する組織としての議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、法第100条第19項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章 継続的な評価及び検討

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において継続的に評価及び検討するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 大船渡市議会災害対応指針

(平成 25 年 7 月 1 日議長決裁)

1 背景

平成 23 年 3 月 11 日金曜日午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災により、本市では、死者・行方不明者合わせて 420 人、建物被害 5,539 世帯、ピーク時には 8,700 人以上の市民が避難所生活を余儀なくされた。

この地震の震源は三陸沖で、震源の深さは約 24km、地震の規模を示すマグニチュードは国内では観測史上最大の 9.0、本市では最大震度 6 弱を記録した。この地震によって発生した大津波は、約 1,000 年前の「貞観の地震」以来といわれ、まさに 1,000 年の時空を超えた巨大津波がこの地域を襲ったのである。

しかしながら、本市を含む三陸沿岸は発生頻度の高い津波の常襲地帯とされ、この 100 年間だけでも、明治 29 年の明治三陸地震津波、昭和 8 年の昭和三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波と、約 40 年間隔で大津波が発生している。

この 40 年という歳月は、人々の災害に対する警戒感を記憶の片隅に追いやる可能性がある。大船渡市議会は、今後の災害に対する継続的な警戒とその対応についてマニュアル化し、災害対応指針として定義づけるものである。

2 目的

大船渡市議会は、東日本大震災による貴重な経験を踏まえ、今後発生が懸念される大地震等の災害において、大船渡市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有・連携・相談等を行うため、大船渡市議会災害対応指針を定める。

3 具体的な対応

(議長)

- (1) 議長は、災害の状況に応じて、大船渡市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、災害対応に関する事務の統括に当たる。
- (2) 議長は、次の場合、災害対策会議を設置することができる。
 - ア 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき
 - イ 三陸沿岸に津波が発生したとき
 - ウ 市内に台風や低気圧による災害が発生し、かつ、拡大の恐れがあるとき
 - エ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
 - オ その他議長が必要と認めるとき
- (3) 議長は、災害対策会議に、必要に応じて、部会を置く。

- (4) 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、市本部との連絡調整に当たる。
- (5) 議長は、議員に対し、収集、把握した災害情報を提供する。
- (6) 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ必要な対応をする。

(議員)

- (1) 議員は、災害対策会議が設置されたときは、自らの安否、居所及び連絡場所を議会事務局に報告するとともに、災害対策会議に参集する。
- (2) 議員は、災害対策会議から災害情報の提供を受け、自ら迅速、安全に行動する。
- (3) 議員は、各地区において活動するとき、及び道路の寸断等により災害対策会議に参集できないときは、各地区本部等と連携して情報収集に努め、各地区の諸活動を支援し、被災及び避難所等の状況について災害対策会議に報告する。なお、必要に応じて、災害対策会議に支援要請を行う。
- (4) 議員は、各地区において電話等が不通となり、災害対策会議や市本部と連絡がとれない場合には、公共施設等の移動系防災行政無線を使用する。
- (5) 議員は、災害対策会議や市本部と情報の共有を図り、被災者や各地区本部等に対して相談及び助言を行う。
- (6) 議員は、災害対策会議に参集し、又は活動するときは、作業服、ヘルメット、安全靴等、指定の装備を着用する。

(議会)

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取るとともに、市本部と連携し、災害情報の収集に努める。
- (2) 議会は、自ら調査し収集した災害情報を市本部に提供するときは、災害対策会議を通じて行う。
- (3) 議会は、必要に応じて、国、県、関係機関等に対し、要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と十分な連携を図る。
- (4) 市本部に対する会派又は議員の要望・提言は、緊急の場合を除き、災害対策会議を通じて行う。

(3) 大船渡市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大船渡市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合、災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 三陸沿岸に津波が発生したとき
- (3) 市内に台風や低気圧による災害が発生し、かつ、拡大の恐れがあるとき
- (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (5) その他議長が必要と認めるとき

2 災害対策会議は、大船渡市議会事務局に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、大船渡市災害対策本部（以下「市本部」という。）と協議し、議長が別に定める。

3 議長は、災害対策会議を設置したときは、議員及び市本部に通知するものとする。

4 議長に事故あるときは、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び議員をもって構成する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会)

第4条 災害対策会議に、必要に応じて、別表に掲げる部会を置く。

(所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 議員から災害情報を収集・整理し、市本部に提供を行うこと。
- (3) 市本部から災害情報を収集し、議員に提供を行うこと。
- (4) 市本部に対し、要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて、要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局は、市本部から災害情報を収集するとともに、災害対策会議の事務に当たる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

部会	部会長	副部会長	部会員	所掌事務
総務部会	総務常任委員会委員長	総務常任委員会副委員長	総務常任委員会委員	総務常任委員会の所管に関すること。
教育福祉部会	教育福祉常任委員会委員長	教育福祉常任委員会副委員長	教育福祉常任委員会委員	教育福祉常任委員会の所管に関すること。
産業建設部会	産業建設常任委員会委員長	産業建設常任委員会副委員長	産業建設常任委員会委員	産業建設常任委員会の所管に関すること。

(4) 大船渡市議会災害時行動マニュアル

区分	処理事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">災害発生等</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「災害対策会議」の設置</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「災害対策会議」の行動</div> <p>①安否確認等</p> <p>②情報の収集・提供</p> <p>③要望・提言</p> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">「災害対策会議」の散会</div>	<p>○議長は、「大船渡市議会災害対策会議」の設置を決定する。</p> <p>○議長は、議員に対し、「災害対策会議」の設置を通知する。</p> <p>○議長は、市本部に対し、「災害対策会議」の設置を通知する。 ※議員は予め第 1、第 2 連絡先を事務局に提出、登録を行い、「災害対策会議」の設置の通知に備える。 ※必要に応じて、部会を置く。</p> <p>○議員は議長から「災害対策会議」設置の通知を受けたのち、自らの安否、居所及び 連絡場所を議会事務局に報告する。</p> <p>○議員は自身の安全を確保したのち、指定の装備を着用して「災害対策会議」に参集する。 ※道路の寸断等により「災害対策会議」に参集できない場合は、各地区市災対本部等と連携して情報収集や各地区の諸活動を支援し、「災害対策会議」に報告する。必要に応じて、支援要請をする。 ※災害により電話等が不通となり、「災害対策会議」や市本部と連絡が取れない場合は、公共施設等の移動系防災行政無線を使用する。</p> <p>○「災害対策会議」は、議員から災害情報を収集・整理し、市本部に提供する。</p> <p>○「災害対策会議」は、市本部から災害情報を収集し、議員に提供する。</p> <p>○「災害対策会議」は、市本部に対し、要望や提言を行う。</p> <p>○「災害対策会議」は、国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行う。</p> <p>○議長は、災害の拡大の恐れがなくなった時、又は、おおむね災害応急対策が終了した時は、「災害対策会議」の散会を決定し、議員及び市本部に通知する。 ※必要に応じて、災害復興対策特別委員会へ移行し、復旧・復興を支援する。</p>

「災害対策会議」とは、大船渡市議会災害対策会議のことをいう。

「市本部」とは、大船渡市災害対策本部のことをいう。